

盛岡広域振興局長告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成23年2月22日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 不動盛岡線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
紫波郡矢巾町大字赤林第6地割字浅草谷地41番1地先から第5地割字大渡野93番1地先まで	新	m 81.3~17.6	m 198.5
	旧	47.8~16.7	198.5

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
- (2) 期間 平成23年2月22日から同年3月22日まで